



平成 19 年 1 月 31 日

各 位

会 社 名 キ ュ ー サ イ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 藤 野 孝
コ ー ド 番 号 2 5 9 6 東 証 第 二 部 ・ 福 証
問 い 合 せ 先
専 務 取 締 役 管 理 本 部 長 原 田 晋 吾
T E L 0 9 2 - 7 2 4 - 0 1 7 9

定款の一部変更等に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 12 月 25 日付「定款一部変更等並びに臨時株主総会及び当社普通株主にかかる種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」(以下「平成 18 年 12 月 25 日付当社プレスリリース」といいます。)において公表いたしましたとおり、平成 18 年 12 月 25 日開催の取締役会において、当社定款の一部変更並びに当社による当社全普通株式の取得及び当該取得と引換えによる当社種類株式の交付(以下総称して「本定款一部変更等」といいます。)を決定いたしました。本日開催の当社取締役会において、本定款一部変更等にかかる当社定款の一部変更の内容その他の平成 18 年 12 月 25 日付当社プレスリリースにおいて未定であった事項を決定等いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当社定款の一部変更

(1) 変更の理由

当社は、平成 18 年 12 月 25 日付当社プレスリリースにおいてご公表いたしましたとおり、本定款一部変更等として、定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めをすること、定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項(以下「全部取得条項」といいます。)を付す旨の定めをすること、並びに 会社法第 171 条及び 及び による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、全部取得条項が付された当社普通株式(以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)の株主から全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、当社種類株式を交付することをを行います。かかる本定款一部変更等の 及び の実施のため、当社定款について所要の変更を行います(以下本定款一部変更等の に対応する定款変更を「定款変更 A」といい、本定款一部変更等の に対応する定款変更を「定款変更 B」といいます。なお、定款変更 A 及び定款変更 B の変更の理由の詳細については、平成 18 年 12 月 25 日付当社プレスリリース「1. 本定款変更等の目的」をご参照下さい。)。

また、本定款一部変更等に伴い、当社定款第 15 条の削除をいたします。同第 15 条におきましては、多数の株主に対する株主総会の招集手続等の事務手続を円滑に実施するため、定時株主総会の基準日を定めております。しかし、本定款一部変更等が実施された場合、当社は、グリー



ン・パートナーズB株式会社(以下「グリーン・パートナーズB」といいます。)の完全子会社となる予定であり、上記基準日を定める必要がなくなりますので、同第15条を削除し、条数の繰り上げ等の調整をするものです(以下「定款変更C」といいます。)。同第15条を削除した場合、本年5月に開催が予定されております定時株主総会において議決権を行使できる株主は、当該定時株主総会開催時の株主となりますが、当該定時株主総会において平成19年2月末期(第42期)にかかる剰余金の配当が決議された場合に当該配当を受けることができる株主は、定款第39条第1項により、従前通り、本年2月末日時点の株主となります。

なお、定款変更Bに関しては、定款変更Bに反対する当社普通株式の株主は、会社法第116条及び第117条に基づいて、当社に対し、その有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができます。

(2) 変更の内容

定款変更A乃至定款変更Cにかかる定款一部変更の内容は、それぞれ別紙定款変更案A乃至定款変更案Cのとおりです。

本年2月22日開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)においては別紙定款変更案A乃至定款変更案Cを、同日開催予定の当社普通株主による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)においては別紙定款変更案Bを、それぞれ議案として付議する予定です。

(3) 日程

定款変更のための本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催日	平成19年2月22日(木)
定款変更A乃至定款変更Cの効力発生日	平成19年2月22日(木)

なお、定款変更Bの効力発生は、定款変更案Bが本臨時株主総会及び本種類株主総会においてご承認いただけることのほか、定款変更案Aの本臨時株主総会におけるご承認が得られることを条件とします。また、定款変更Cの効力発生は、定款変更案Cが本臨時株主総会においてご承認いただけることのほか、定款変更案A、定款変更案B及び本定款一部変更等の(下記2.(1)ご参照)の本臨時株主総会におけるご承認が得られること並びに定款変更案Bの本種類株主総会におけるご承認が得られることを条件とします。

2. その他平成18年12月25日付当社プレスリリースにおいて未定であった事項についての決定等の内容

(1) 本定款一部変更等の内容

当社は、定款変更A及び定款変更Bによる定款変更後、会社法第171条並びに定款変更A及び定款変更Bによる変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、全部取得条項付普通株式の株主から全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、かかる定款変更に基づき新たに発行することが可能となる当社A種種類株式を交付いたします。

かかる交付がなされるA種種類株式数については、取得日(平成19年3月29日)前日の最終



の当社の株主名簿(実質株主名簿を含みます。以下同じ。)に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主(当社を除きます。)に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、新たに発行するA種種類株式を0.000001(百万分の1)株の割合をもって交付するものとします。かかる割当の比率は、グリーン・パートナーズB以外の株主に対して当社が交付するA種種類株式が1株未満の端数となるように設定しております。

本定款一部変更等の が実施された場合において、株主に対して交付されるA種種類株式が1株未満の端数となるときには、1株未満の端数の合計数(会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する株式は、会社法第234条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主に交付します。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をグリーン・パートナーズBに対して売却すること、又は当社が買い取ることを予定しております。この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、株主が保有する全部取得条項付普通株式に1,920円(グリーン・パートナーズBが当社普通株式に対して公開買付けを行った際における買付価格)を乗じた金額に相当する金銭を各株主に交付できるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

なお、全部取得条項付普通株式を取得する株主総会決議がなされた場合(本定款一部変更等の)には、全部取得条項付普通株式の株主は、会社法第172条に基づき、裁判所に対して、全部取得条項付普通株式の当社による取得の価格の決定の申立てをすることができます。

本臨時株主総会においては、別紙定款変更案A乃至定款変更案Cと併せて、本定款一部変更等の を議案として付議する予定です。

(2) 当社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社が発行している新株予約権(ストックオプション)の処理の時期及び方法に関しましては、平成18年12月25日付当社プレスリリースでは未定としておりましたが、本日の取締役会において、今後、速やかに新株予約権者との合意をし、当社が当該新株予約権を取得することを決定しました。

(3) 本定款一部変更等の日程

平成18年12月25日付当社プレスリリースにおいて平成19年2月1日を予定していた取締役会決議(臨時株主総会及び当社普通株主にかかる種類株主総会招集)は、スケジュールの都合等により、本日举行しました。

なお、本定款一部変更等にかかる今後の日程(予定)は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会開催	2月22日(木)
株券提出手続の開始日(株券提出公告及び株主・登録株式質権者への通知)	2月23日(金)
整理ポストへの割当て	2月23日(金)
当社普通株式にかかる株券の売買最終日	3月22日(木)



当社普通株式にかかる株券の上場廃止	3月23日(金)
本定款一部変更等の によりA種種類株式を交付する株主の基準日	3月28日(水)
株券提出の期限	3月29日(木)
当社による全普通株式取得及び種類株式交付の効力発生	3月29日(木)

以 上



(別紙)

1 定款変更案 A

現行定款	変更案
<p>第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 130,668,840 株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第7条(株券の発行) 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(新設)</p>	<p>第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 130,668,840 株とし、このうち普通株式は 130,668,000 株、A 種種類株式は 840 株とす る。</p> <p>第6条の2(A 種種類株式) 当社は、残余財産を分配するときは、A 種 種類株式を有する株主または A 種種類株式 の登録株式質権者に対し、普通株式を有す る株主または普通株式の登録株式質権者に 先立ち、A 種種類株式1株につき 19 億 2000 万円を支払う。</p> <p>第7条(株券の発行) 当社は、<u>全ての種類の株式に係る株券を</u> 発行する。</p> <p>第19条の2(種類株主総会) 第16条、第17条および第19条の規定は、 種類株主総会についてこれを準用する。 2 第18条第1項の規定は、会社法第324条第 1項の規定による種類株主総会の決議にこ れを準用する。 3 第18条第2項の規定は、会社法第324条第 2項の規定による種類株主総会の決議にこ れを準用する。</p>

2 定款変更案 B

変更案 A による変更後の定款	追加変更案
<p>(新設)</p> <p>第9条(単元株式数および単元未満株券の不発</p>	<p>第6条の3(全部取得条項) 当社が発行する普通株式は、当社が株 主総会の決議によってその全部を取得でき ることをその内容とする。当該取得を行う場 合には、当社は、普通株式の取得と引換 えに、新たに発行する A 種種類株式を普通 株式1株につき 0.000001(百万分の1)株の 割合をもって交付する。</p> <p>第9条(単元株式数および単元未満株券の不発</p>



<p>行) 当社の単元株式数は、100 株とする。</p> <p>2 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p>行) 当社の<u>普通株式</u>の単元株式数は、100 株とする。</p> <p>2 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>
--	--

(なお、変更案 B は、変更案 A による変更後の当社定款を追加変更するものです。)

3 定款変更案 C

変更案 A 及び変更案 B による変更後の定款	追加変更案
<p><u>第 15 条(定時株主総会の基準日)</u> <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。</u></p> <p><u>第 16 条</u> ～ (条文省略)</p> <p><u>第 19 条</u></p> <p><u>第 19 条の2(種類株主総会)</u> <u>第 16 条、第 17 条および第 19 条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</u></p> <p>2 <u>第 18 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>3 <u>第 18 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>	<p>(削除)</p> <p><u>第 15 条</u> ～ (現行どおり)</p> <p><u>第 18 条</u></p> <p><u>第 19 条(種類株主総会)</u> <u>第 15 条、第 16 条および第 18 条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</u></p> <p>2 <u>第 17 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>3 <u>第 17 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

(なお、変更案 C は、変更案 A 及び変更案 B による変更後の当社定款を追加変更するものです。)

以上